

## 国立大学法人富山大学における法人経営人材の育成・確保方針

令和6年10月23日

学 長 裁 定

富山大学は、経営を担う人材を計画的に育成・確保するため、以下のとおり方針を定める。

### 1. 人材の育成

- (1) 将来の法人経営等を担う適任者を、副学長、学長補佐等に登用して法人経営に参加させ、経営人材に必要な素養を涵養する。
- (2) 若手の教職員を運営に係る会議等に参加させることで、その意見を大学運営に活用するとともに、重要事項の審議等の経験を積ませ、法人経営に必要な能力開発の機会とする。
- (3) 教職員を法人経営人材の育成にかかる研修に積極的に参加させる等、多様な啓発の機会を設ける。

### 2. 人材の確保

- (1) 学長補佐等として外部有識者を積極的に登用することで、多様な分野における経験や知見を法人経営に活かすとともに、法人経営を担う人材の育成に役立てる。
- (2) 多様な人材を確保するため、能力のある若手、女性及び外国人教職員の雇用を促進し、定着を図る。

### 3. 経営人材育成状況の確認及び対応

- (1) 経営人材の育成を戦略的かつ計画的に実施するため、学長、学長が指名する理事等は、連携して、定期的に経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行う。